



能力評価基準【住宅建築関連技能者】

CCUS職種コード		09電工-06防犯装置工、10ソーラーシステム設置工、17その他電気設備 43内装工-03畳工、05表装工、10インテリア工 45建具工-01建具工、05家具工、06ふすま工、 52その他(施工)-12サイディング工、30木材防腐処理工、47その他		
能力評価実施団体		(一社)JBN・全国工務店協会、全国建設労働組合総連合、(一社)全国住宅産業地域活性化協議会		
呼称		住宅建築関連技能者		
レベル4	就業日数	10年(2150日)		
	保有資格	◇登録建築大工基幹技能者[00032] ◇卓越した技能者(現代の名工)(建築大工、建具工)[94001、94063] ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)(大工、内装仕上工、建具工、畳工、電気工)[91001、91017、91018、91021、91024] ◇安全優良職長厚生労働大臣顕彰[93001] ◇技能グランプリ(金賞・銀賞・銅賞・敢闘賞)(畳製作、壁装、家具、建具、表具)[95610、95611、95612、95613、95625、95626、95627、95628、95641、95642、95643、95644、95645、95646、95647、95648、95653、95654、95655、95656] ●レベル2、レベル3の基準の「保有資格」を満たすこと		
	職長経験	職長しての就業日数が3年(645日)		
レベル3	就業日数	7年(1505日)		
	保有資格	●職長・安全衛生責任者教育[60011] ◇1級畳製作作業技能士[14601] ◇1級木製建具手加工作業技能士[14501] ◇1級木製建具機械加工作業技能士[14511] ◇1級表具作業技能士[14701] ◇1級壁装作業技能士[14711] ◇1級家具手加工作業技能士[14401] ◇1級家具機械加工作業技能士[14411] ◇1級大工工事作業技能士[10601] ●レベル2の基準の「保有資格」を満たすこと	◇青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰[92001、92017、92018、92021、92024] ◇1級建築施工管理技士[30007] ◇1級管工事施工管理技士[30013] ◇木製建具施工士一級[30085] ◇第1種電気工事士[31018] ◇木材加工用機械作業主任者技能講習[40001]	◇職業訓練指導員(木工科、畳科、表具科、配管科、住宅設備機器科)[30143、30155、30171、30156、30157] ◇窯業系サイディング施工士[33096] ◇蟻害・腐朽検査士[33115] ◇総合防犯設備士[31089] ◇PVマスター施工技術者[31091] ◇グラスワール充填断熱施工技術マイスター[33118]
	職長・班長経験	職長又は班長としての就業日数が0.5年(108日)		
レベル2	就業日数	3年(645日)		
	保有資格	◇2級畠製作作業技能士[14062] ◇2級木製建具手加工作業技能士[14502] ◇随時2級木製建具手加工作業技能士[14504] ◇2級木製建具機械加工作業技能士[14512] ◇2級表具作業技能士[14702] ◇2級壁装作業技能士[14712] ◇随時2級壁装作業技能士[14714] ◇2級家具手加工作業技能士[14402] ◇随時2級家具手加工作業技能士[14404] ◇2級家具機械加工作業技能士[14412] ◇2級大工工事作業技能士[10602] ◇随時2級大工工事作業技能士[10604]	◇2級建築施工管理技士[30008] ◇2級管工事施工管理技士[30014] ◇木製建具施工士二級[30086] ◇第2種電気工事士[31019] ◇認定電気工事従事者[31074] ◇電気取扱い業務(低圧電気取扱業務)に係る特別教育[50055] ◇しろあり防除施工士[33116] ◇防犯設備士[31088] ◇太陽光発電メンテナンス技士[31090] ◇グラスワール充填断熱施工技術講習[33117]	◇丸のこ等取扱い作業従事者安全衛生教育[60010] ◇フルハーネス型安全帶使用作業特別教育及び足場の組立て等作業従事者特別教育[50058及び50052] ◇フルハーネス型安全帶使用作業特別教育及び足場の組立て等作業主任者技能講習[50058及び40011]
	レベル1	建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者		

※ ●印の保有資格は、必須。 ◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。 []は、ccus職種コードを示している。 ※ 就業日数は、215日を1年として換算する。

※同一名称の資格について、1級を保有している場合は、2級も保有しているものとして取り扱う。

※第1種電気工事士または第1種電気工事士試験合格者は、認定電気工事従事者も保有しているものとして取り扱う